

基発 1031 第 1 号
職発 1031 第 7 号
平成 28 年 10 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
職業安定局長
(公印省略)

「熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する
納期限等を指定する件」の制定について

平成 28 年熊本地震による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 28 年 4 月 22 日付け基発 0422 第 9 号・職発 0422 第 1 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙 1 のとおり、「熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 384 号及び 385 号）が公布され、同日から施行されることとなった。

ついては、その内容等は下記のとおりであるので、その実施に当たって遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう事業主に伝達いただきたい。

記

- 1 熊本県に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成 28 年 4 月 14 日において熊本県にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合（以下「特定事務組合」という。）又は特定事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主に係る労働保険料等及び熊本県に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金に係る延長後の納期限等は次のとおりであること

- (1) 熊本県のうち八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町及び

天草郡苓北町において、平成 28 年 4 月 14 日から同年 11 月 29 日までの間にその期限が到来するものの延長後の納期限等は、同月 30 日までとすること。

- (2) 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町において、平成 28 年 4 月 14 日から同年 12 月 15 日までの間にその期限が到来するものの延長後の納期限等は、同月 16 日までとすること。

2 個別の申請による納付猶予

- (1) 上記 1 の (1) 又は (2) による延長後の納期限等到来後においても、一定の要件に該当すれば、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 30 条及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 62 条の規定によりその例によることとされている国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条の規定に基づき、個別の申請による納付猶予を行うことができる。別紙 2「被災された事業主、労働保険事務組合の皆様へ」及び別紙 3「事業主の皆様へ」を各都道府県労働局ホームページに掲載するなどにより周知を図るとともに、事業主からの相談に丁寧に応じるなど、適切に対応すること。
- (2) 熊本県外の事業主であっても、延長通知記の 2 の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」に記載のとおり一定の要件に該当すれば、納付猶予措置の対象となる。必要に応じ、別紙 2 及び別紙 3 により周知を図ること。

○厚生労働省告示第三百八十四号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十三條、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十七條、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十九條（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）以下「厚生年金特例法」という）、第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二十三号）第六十二條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という）、第三十條（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の雇用の促進等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という）第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という）第三十八條第一項の規定により準用とされる場合を含む）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一條及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十八年厚生労働省告示第二十三号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む）、厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る）の事業主、当該地域に住所を有する事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合には、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四条の第三項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所を有する事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づき申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域

に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に住所を有する事業場の事業主若しくは平成二十八年四月十四日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から同年十一月二十九日までの間に到来するものについて、同月三十日とする。
 平成二十八年十月三十一日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

都道府県名	地域
熊本県	八代市
	人吉市
	荒尾市
	水俣市
	玉名市
	山鹿市
	菊池市
	宇土市
	上天草市
	宇城市
	阿蘇市
	天草市
	合志市
	下益城郡美里町
	玉名郡玉東町
玉名郡南関町	
玉名郡長洲町	
玉名郡和水町	
菊池郡菊陽町	
阿蘇郡南小国町	
阿蘇郡小国町	
阿蘇郡産山村	
阿蘇郡高森町	
上益城郡嘉島町	
上益城郡甲佐町	
上益城郡山都町	
八代郡氷川町	

葦北郡芦北町
葦北郡津奈木町
球磨郡錦町
球磨郡多良木町
球磨郡湯前町
球磨郡水上村
球磨郡相良村
球磨郡五木村
球磨郡山江村
球磨郡球磨村
球磨郡あさぎり町
天草郡苓北町

○厚生労働省告示第三百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）、第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）、第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）、第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）、第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十八年厚生労働省告示第百二十三号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公的年金制度

の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む）、厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四条の第三項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第一款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十八年四月十四日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から同年十二月十五日までの間に到来するものについて、同月十六日とする。

平成二十八年十月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

都道府県名	熊 本 県
地 域	熊本市 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡益城町

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納付期限の指定についてのお知らせ

熊本県に所在する事業場の事業主及び労働保険事務組合の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付の期限を延長していましたが、その申告・納付期限については、以下のとおり決定されました。

【対象地域】

- (1) 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町を除いた地域
- (2) 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町

【延長後の申告・納付期限】

- (1) の地域について
平成28年11月30日（水）
- (2) の地域について
平成28年12月16日（金）

【対象となる労働保険料など】

- (1) の地域について
平成28年4月14日から平成28年11月29日までに申告・納付期限が到来する労働保険料・一般拠出金
- (2) の地域について
平成28年4月14日から平成28年12月15日までに申告・納付期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ 申告の手続きは、上記申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。


※ 延長後の申告・納付期限までに労働保険料・一般拠出金を納付することが困難な事業主は、申請によって納付期限が更に延長される場合があります。

2. 納付の猶予 ※申告手続きと合わせて、申請が必要です

熊本地震により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。 ※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

【対象地域】 **すべての地域で申請可能**

【要件】 事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

 このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納付期限等について

熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限等の延長について

①熊本県内に主たる事業所が所在する事業主が納付するもので、②平成28年4月14日以降に納付期限等が到来する障害者雇用納付金（※）について、申告又は納付の期限（以下「納付期限等」という。）の延長を行ってきたところ、今般、その納付期限等は以下のとおりと指定されました。

- **熊本県内の別表1の地域**に主たる事務所の所在地を有する事業主
平成28年11月30日までに申告又は納付すること
- **熊本県内の別表2の地域**に主たる事務所の所在地を有する事業主
平成28年12月16日までに申告又は納付すること

※督促状の指定期限が平成28年4月14日以降である場合を含みます。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）、熊本地震により被害を受けた事業主の方について、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

【お問い合わせ先】

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
TEL.

【別表 1】 延長後の納付期限等が平成 28 年 11 月 30 日である地域

	地 域
【熊本県】	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、 上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、 玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、 菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、 阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、 上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、 球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、 球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、 球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

【別表 2】 延長後の納付期限等が平成 28 年 12 月 16 日である地域

	地 域
【熊本県】	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、 上益城郡御船町、上益城郡益城町

職 発 1031 第 8 号
平成 28 年 10 月 31 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

職 業 安 定 局 長
(公 印 省 略)

「熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について（障害者雇用納付金の納期限等関係）

平成 28 年熊本地震による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 28 年 4 月 22 日付け職発 0422 第 2 号）により通知したところであるが、本日、別紙 1 のとおり、「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 384 号及び 385 号）が公布され、同日から施行されることになった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たって遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 熊本県に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金に係る延長後の納期限は次の通りであること。
 - (1) 熊本県のうち八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町及び天草郡苓北町において、平成 28 年 4 月 14 日から同年 11 月 29 日までの間にその期限が到来するものの延長後の納期限等は、同月 30 日までとすること。
 - (2) 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町において、平成 28 年 4 月 14 日から同年 12 月 15 日までの間にその期限が到来するものの延長後の納期限等は、同月 16 日までとすること。
- 2 個別の申請による納付猶予
 - (1) 上記 1 の (1) 又は (2) による延長後の納期限等到来後においても、一定の要件に該当すれば、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第

123号) 第62条の規定によりその例によることとされている国税通則法(昭和37年法律第66号) 第46条の規定に基づき、個別の申請による納付猶予を行うことができる。別紙2「事業主の皆様へ」をホームページに掲載するなどにより周知を図るとともに、事業主からの相談に丁寧に応じるなど、適切に対応すること。

- (2) 熊本県外の事業主であっても、国税通則法(昭和37年法律第66号) 第46条の規定に基づき、一定の要件に該当すれば、納付猶予措置の対象となる。必要に応じ、別紙2により周知を図ること。